

議案第 6 1 号

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱の一部改正について

令和 2 年 1 2 月 2 2 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

小学校統合記念事業支援の実施に伴い、所要の改正を行うため

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

第2条第2号中「学用品購入等支援事業」の次に「（以下「支援事業」という。）」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 小学校統合記念事業（以下「記念事業」という。） 小学校の統合に伴い、統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等で構成される団体が、当該小学校の統合記念を目的として実施する事業をいう。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、支援事業に係る補助金の額に1円未満の端数が生じたとき及び記念事業に係る補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条の見出しを「（支援事業に係る補助金の申請及び請求）」に改め、同条中「補助対象者」を「支援事業の補助対象者」に改める。

第7条の見出しを「（支援事業の実績報告の特例）」に改める。

第8条の見出しを「（支援事業に係る補助金の交付決定）」に改め、同条中「認めるときは、」の次に「支援事業に係る」を加える。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「補助金」を「支援事業に係る補助金」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 記念事業に係る補助金の交付は、同一の小学校の統合において、別表2に定める1の細区分につき1回限りとする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（記念事業の認定申請）

第9条 記念事業に係る補助金の交付を受けようとするものは、小学校統合記念事

業認定申請書（様式第3号。以下「認定申請書」という。）に、事業計画書、収支予算書及び団体の構成員名簿を添えて市長に提出し、認定を受けなければならない。

（記念事業の認定）

第10条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて、小学校統合記念事業認定通知書（様式第4号）により、記念事業の認定を行うものとする。

別表1に次のように加える。

小学校統合 記念事業	(1) 統合記念イベント実施 小学校の統合を記念するイベントの実施に係る経費（飲食に係る経費を除く。） (2) 統合記念誌発行 小学校の統合を記念する書籍の発行に係る経費 (3) 統合記念碑製作 小学校の統合を記念する記念碑の製作、設置及び除幕式に係る経費 (4) その他市長が必要と認める経費
---------------	---

別表2に次のように加える。

小学校統合 記念事業	統合記念イベント 実施	統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等が、小学校統合記念事業を実施するために設立した団体で市長が認めるもの	2分の1
	統合記念誌発行		
	統合記念碑製作		
	その他市長が必要と認める経費		

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

小学校統合記念事業認定申請書

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり
小学校統合記念事業の認定を申請します。

記

1 事業名 小学校統合記念事業

2 事業目的

3 事業費 総額 円

4 事業の内容

- (1) 統合記念イベント実施
- (2) 統合記念誌発行
- (3) 統合記念碑製作
- (4) その他市長が必要と認める経費

5 添付書類

- (1) 構成員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

大野市長 印

小学校統合記念事業認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました小学校統合記念事業について、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり認定します。

記

- 1 事業名 小学校統合記念事業

- 2 事業の内容
 - (1) 統合記念イベント実施
 - (2) 統合記念誌発行
 - (3) 統合記念碑製作
 - (4) その他市長が必要と認める経費

- 3 認定額（補助対象経費） 金 円

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱

(令和2年9月29日教委告示第33号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市立小学校の再編を円滑に進めるため、大野市小学校再編支援事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 小学校の統合を行う年度（以下「統合年度」という。）の前年度において、当該統合により廃止する小学校に在籍する児童をいう。
- (2) 学用品購入等支援事業（以下「支援事業」という。） 小学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた児童の学用品の購入及び統合先の小学校における修学旅行への児童の参加に対し市が支援する事業をいう。
- (3) 小学校統合記念事業（以下「記念事業」という。） 小学校の統合に伴い、統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等で構成される団体が、当該小学校の統合記念を目的として実施する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に、それぞれ別表2に定める補助率を乗じて算出した額とし、予算の範囲内において交付する。~~ただし、補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。~~ただし、支援事業に係る補助金の額に1円未満の端数が生じたとき及び記念事業に係る補助金の額に1

、000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

~~（補助金の申請及び請求）~~（支援事業に係る補助金の申請及び請求）

第6条 ~~補助対象者~~支援事業の補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額内訳書（教育委員会が別に定める。）
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は請求書の写し
- (3) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

~~（実績報告の特例）~~（支援事業の実績報告の特例）

第7条 規則第10条の規定による実績報告については、前条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

~~（補助金の交付決定）~~（支援事業に係る補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、支援事業に係る補助金の交付の決定を行い、学用品購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（記念事業の認定申請）

第9条 記念事業に係る補助金の交付を受けようとするものは、小学校統合記念事業認定申請書（様式第3号。以下「認定申請書」という。）に、事業計画書、収支予算書及び団体の構成員名簿を添えて市長に提出し、認定を受けなければならない。

（記念事業の認定）

第10条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて、小学校統合記念事業認定通知書（様式第4号）により、記念事業の認定を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第~~9~~11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の

返還を命ずることができる。

(補助金の交付回数)

第~~1-0~~-1 2 条 補助金支援事業に係る補助金の交付は、別表 2 に定める 1 の細区分において児童 1 人につき 1 回限りとする。

2 記念事業に係る補助金の交付は、同一の小学校の統合において、別表 2 に定める 1 の細区分につき 1 回限りとする。

(関係図書の保存)

第~~1-1~~-1 3 条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第~~1-2~~-1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (令和 2 年教育委員会告示第 3 3 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 2 年教育委員会告示第〇号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1（第 3 条 関係）

区分	事業の内容及び補助対象経費
学用品購入等支援事業	<p>(1) 学用品購入支援 小学校の統合に伴い、買替えの必要が生じた統合先の小学校が指定する体操服等の学用品の購入に係る経費</p> <p>(2) 修学旅行参加支援 小学校の統合に伴い、児童が統合先の小学校において、2 度目の修学旅行に参加するための経費のうち保護者が負担する経費</p>
小学校統合記念事業	<p>(1) 統合記念イベント実施 小学校の統合を記念するイベントの実施に係る経費（飲食に係る経費を除く。）</p> <p>(2) 統合記念誌発行 小学校の統合を記念する書籍の発行に係る経費</p> <p>(3) 統合記念碑製作 小学校の統合を記念する記念碑の製作、設置及び除幕式に係る経費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>

別表 2（第 4 条、第 5 条 関係）

区分	細区分	補助対象者	補助率
学用品購入等支援事業	学用品購入支援	統合年度に 2 年生又は 6 年生になる児童の保護者	10 分の 10
		統合年度に 3 年生、4 年生又は 5 年生になる児童の保護者	2 分の 1
	修学旅行参加支援	統合先の小学校の修学旅行に参加する児童の保護者	10 分の 10
小学校統合記念事業	統合記念イベント実施	統合する小学校に係る教職員、保護者、市民等が、小学校統合記念事業を実施するために設立した団体が市長が	2 分の 1
	統合記念誌発行		
	統合記念碑製作		

	その他市長が必要 と認める経費	認めるもの	
--	--------------------	-------	--

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号 ()

学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書

学用品購入等支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 事業の内容 学用品購入等支援事業（ ）支援）補助金

2 補助金交付申請額兼請求額 円

3 補助対象となる児童の氏名

4 補助金の振込先

金融機関名	()支店	預金種類	普通・当座
口座番号	(フリガナ)		
	口座名義		

5 添付書類

- (1) 補助金額内訳書
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大野市指令 第 号

住所

氏名

学用品購入等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった学用品購入等支援事業補助金について、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け学用品購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 補助金は、申請書に記載の振込先に振り込む。
- 4 大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第9条等に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

小学校統合記念事業認定申請書

大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり
小学校統合記念事業の認定を申請します。

記

1 事業名 小学校統合記念事業

2 事業目的

3 事業費 総額 円

4 事業の内容

- (1) 統合記念イベント実施
- (2) 統合記念誌発行
- (3) 統合記念碑製作
- (4) その他市長が必要と認める経費

5 添付書類

- (1) 構成員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

大野市長 印

小学校統合記念事業認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました小学校統合記念事業について、大野市小学校再編支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり認定します。

記

1 事業名 小学校統合記念事業

2 事業の内容

- (1) 統合記念イベント実施
- (2) 統合記念誌発行
- (3) 統合記念碑製作
- (4) その他市長が必要と認める経費

3 認定額（補助対象経費） 金 円